

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループが、「名鉄グループ経営ビジョン」において定める使命（「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」）を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を獲得するためには、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題の一つと認識しています。具体的には、長期的視点に立って安定的な経営を維持するべく、意思決定、業務執行及び監督、コンプライアンス、リスク管理、情報開示などについて適正な組織体制を整備し、経営の健全性や透明性、効率性を確保することを基本方針とし、その充実に努めています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取締役会において、個別の株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査した上で、取引関係の維持・強化、グループ事業とのシナジー効果及び地域価値向上への貢献等を総合的に勘案し、保有の適否を定期的に検証しています。この検証の結果、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した株式に限っては、保有することとし、保有意義が希薄と判断した株式については、適宜、縮減を図っていきます。

議決権行使については、短期的な業績や株価等に基づいた画一的・外形的な判断のみならず、非財務情報等を踏まえた上で、賛否を判断しています。また、必要に応じて情報収集や対話の実施により、当該企業の考え方や経営状況の把握に努めています。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取引の実施に当たり、社内規則に基づく適切な手続を経て、取引条件その他の内容を決定しています。また、決算時には、すべての関連当事者（支配株主は存在しません。）との取引を抽出し、企業会計基準委員会の適用指針を判断基準として、重要な取引については、取締役会が確認を行っています。また、役員が競業取引または利益相反取引に該当する取引を行う場合は、会社法の規定に則り、取締役会において承認・報告を行っています。

##### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、財務体質の健全化及び個々人のライフスタイルの多様化に対応するため、確定拠出年金制度を導入しています。従業員の安定的な資産形成を支援するため、社内研修（新入社員研修や年次別研修等）及び外部講師による投資教育セミナー等を実施しています。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

###### (1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループの以下の内容について、当社ホームページ上で開示しています。

使命・経営理念・経営方針・行動規範

「<https://www.meitetsu.co.jp/profile/company/vision/>」

長期ビジョン・長期経営戦略・中期経営計画

「<https://www.meitetsu.co.jp/profile/ir/reference/plan/>」

###### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載しています。

###### (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会決議により定めた社内規則において、取締役の報酬額を、会社の業績、経済情勢、従業員給与、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案して算定することと定めています。報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会において、算定方法や水準等について審議し、その審議内容を踏まえ、取締役会決議または取締役会決議により一任された代表取締役の協議により決定しています。

###### (4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営環境が急激に変化する昨今において、その時々々の経営環境に即した最も相応しい人材を配置できるよう、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行っています。その手続は、指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会における十分な審議と決議をもって行っています。

###### (5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、別添資料1のとおりです。

##### 【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項及び経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会自身が判断・決定すべき内容を、法令・定款に定められた事項のほか、当社が定める重要事項（中長期経営計画及び重要な事業計画の策定等）とし、取締役会規則で明文化しています。

また、経営陣に委任する範囲や、職務遂行に当たっての権限についても、社内規則で明文化しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】  
当社は、独立社外取締役の候補者として、会社法が規定する社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を充たしていることに加え、豊富な経験と高い識見を有し、取締役会における率直かつ建設的な議論を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することを期待できる人物を選定します。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】  
当社の取締役会は、営業・管理のそれぞれの部門についての深い知識・経験・能力を有する者をバランス良く配し、また女性や他業種の要職歴任者等を起用することによる多様性の確保に努めながら、的確かつ迅速な意思決定を行うことができる適切な規模とします。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】  
当社は、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その数を業務に支障がない範囲にとどめるなど、その役割・責務を適切に果たするために必要な時間・労力を確保しています。取締役・監査役の兼職状況については、事業報告において毎年開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】  
当社は、毎年5月開催の取締役会において「取締役会の実効性と評価」を議題として取り上げ、取締役会の実効性に関する各項目について討議し、自己評価を行うこととしています。2020年5月の取締役会において、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認しました。  
また、社外取締役へは取締役会終了後に、常勤取締役へは毎月1回、意見交換の場を設け、取締役会議長が中心となり、各取締役にヒアリングを実施しています。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】  
当社は、取締役・監査役に対するトレーニングについて、その時々を経営環境に即したテーマ（法務・財務など）を取り上げ、社内外のセミナーや研修会等を通じて実施することとしています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】  
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主や投資家の皆様との建設的な対話を行うために、次のとおり方針を定めます。

（体制）  
1 株主・投資家の皆様との対話は、IR活動に関する事項及び株主管理に関する事項を所管する部署の担当取締役が中心となって目配りを行います。また、対話の内容に応じて、関係する各部署が適切な情報共有を行うなど、有機的な連携を確保します。

（対話の充実）  
2 株主・投資家の皆様との個別面談には、合理的な範囲でその内容を所管する部署の担当取締役または指示を受けた者が臨むなど、適切な対応を行うほか、当社の経営状況等を広く伝える取組みとして、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催するなど、対話の充実に努めます。

（その他）  
3 対話において把握した意見等は、その内容に応じて分類を行い、経営陣等に報告を行うことで、経営の改善に活用するよう努めます。また、対話に当たっては、インサイダー情報の管理に十分留意し、重要情報の適切な管理に関する体制・運用について定めた社内規則を遵守します。

2. 資本構成

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 外国人株式保有比率 <span>更新</span> | 20%以上30%未満 |
|---------------------------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                                   | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|------------------------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                  | 12,736,300 | 6.47  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                | 7,582,900  | 3.85  |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 | 5,298,851  | 2.69  |
| 日本生命保険相互会社                               | 5,054,729  | 2.56  |
| ジェービー モルガン チェース バンク 385151               | 3,431,649  | 1.74  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)               | 3,168,100  | 1.61  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)               | 2,987,300  | 1.51  |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103     | 2,610,116  | 1.32  |
| 株式会社三菱UFJ銀行                              | 2,457,399  | 1.24  |
| 三井住友海上火災保険株式会社                           | 1,863,308  | 0.94  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|      |

3. 企業属性

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期                 | 3 月            |
| 業種                  | 陸運業            |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上        |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満  |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 100社以上300社未満   |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場子会社として名鉄運輸株式会社を有しております。

当社では、名鉄グループの将来像や方向性を中長期的な視点で示した「名鉄グループ経営ビジョン」を策定しております。

同ビジョンでは、地域価値の向上に努め、永く社会に貢献することを使命とし、豊かな生活を実現する事業を通じて地域から愛される「信頼のトップブランド」を目指すことを経営理念に掲げております。

当社では、同ビジョンに沿った諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

名鉄運輸株式会社は、企業間物流を中心に地域社会に密着した総合物流事業を展開しております。物流は、企業活動や人の生活を支える社会インフラであり、物流という視点から当社グループの経営理念に通じる豊かな地域社会の実現に向けた事業活動を行っております。

また、同社は、全国規模の輸送ネットワークを活かした物流サービスを提供しているため、全国的な当社グループのブランド力の向上に寄与しているほか、当社グループにおいて重要な中核会社と位置付けられており、今後も当社グループが持続的な成長を果たすためにも、同社の保有意義は大きいと判断しております。

なお、当社は、コーポレートガバナンス・コードの実践によって名鉄運輸株式会社のガバナンス体制の実効性確保に努めております。あわせて、同社が自律性や機動性をもった独自の経営判断による事業活動を行うとともに、上場会社としての経営上の独立性を確保し、少数株主を含む株主全体の利益最大化や企業価値の持続的拡大を図るように努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                                        |                    |
|----------------------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数                             | 25 名               |
| 定款上の取締役の任期                             | 2 年                |
| 取締役会の議長                                | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 <span>更新</span>                 | 10 名               |
| 社外取締役の選任状況                             | 選任している             |
| 社外取締役の人数 <span>更新</span>               | 3 名                |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span>更新</span> | 3 名                |

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(1) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名   | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小澤哲  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 福島敦子 | その他      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 内藤弘康 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
k その他

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(2) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                              | 選任の理由                                                                                                                                  |
|------|------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小澤哲  | ○    | 当社の取引先である豊田通商株式会社<br>の出身であり、同社と当社との間には、鉄<br>道用品等の取引があります。 | 企業等の要職を歴任しており、豊富な経験と<br>高い識見を当社の経営に活かしていただける<br>ものと判断しております。また、証券取引所が<br>定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利<br>益相反が生じるおそれがないことから、独立役<br>員に指定しております。  |
| 福島敦子 | ○    | ――                                                        | ジャーナリストとして培われた豊富な経験と高<br>い識見を、当社の経営に活かしていただけるも<br>のと判断しております。また、証券取引所が定<br>める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益<br>相反が生じるおそれがないことから、独立役員<br>に指定しております。 |



会社との関係についての選択項目  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                           | 選任の理由                                                                                                                                  |
|------|------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡谷篤一 | ○    | 当社の取引先である岡谷鋼機株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間には、鉄道用品等の取引があります。 | 企業等の要職を歴任しており、監査体制の中立性や独立性が求められるなか、豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 三田敏雄 | ○    | 当社の取引先である中部電力株式会社の出身であり、同社と当社との間には、電力料等の取引があります。       | 企業等の要職を歴任しており、監査体制の中立性や独立性が求められるなか、豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 佐々和夫 | ○    | 当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行の出身であり、同行と当社との間には、金銭借入等の取引があります。   | 企業等の要職を歴任しており、監査体制の中立性や独立性が求められるなか、豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |

【独立役員関係】

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 独立役員の人数 <span>更新</span> | 6 名 |
|-------------------------|-----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |
|---------------------------|-----|

該当項目に関する補足説明

常勤の取締役については、報酬の一部を「名鉄グループ役員持株会」に拠出することにより、中長期的に保有する自社株取得に努めています。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |    |
|--------------|----|
| 該当項目に関する補足説明 | 更新 |
|--------------|----|

2019年度に係る取締役の報酬等の額:366百万円

|                      |    |    |
|----------------------|----|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | 更新 | あり |
|----------------------|----|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

当社は、取締役会決議により定めた社内規則において、取締役の報酬額を、会社の業績、経済情勢、従業員給与、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案して算定することと定めています。報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会において、算定方法や水準等について審議し、その審議内容を踏まえ、取締役会決議または取締役会決議により一任された代表取締役の協議により決定しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、秘書室が担当部署として連絡調整業務を行っています。また、必要に応じて文書等で経営情報を伝達しています。  
社外監査役については、監査役室(専属スタッフ複数名)が監査役の職務の補助に当たっています。監査役間の情報を共有するために、常勤監査役の日常監査業務状況について毎月報告書を作成し非常勤である社外監査役に提出しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社を採用しており、株主の皆様をはじめ、広く地域社会から信頼されるグループ経営を行う上で、公正かつ透明性の高い体制の確立が重要と考え、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しています。

取締役会は、10名の取締役(社外取締役3名を含む。)で構成され、原則として毎月1回開催し、経営上の意思決定事項や法定付議事項の審議、職務の執行状況等の報告のほか、グループ各社の経営政策及び経営状況の報告を随時行っています。社外取締役は、経営者の説明責任の確保などを踏まえ取締役会で適宜発言するなど、実効性ある監督機能の充実に取組んでいます。なお、経営環境の変化に、適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、執行役員制度を導入し、取締役会のさらなる活性化と業務執行機能の充実・強化を図っています。さらに、取締役等の指名・報酬に係る取締役会の監督機能と説明責任を強化するため、取締役会の下に3名の独立社外取締役と2名の社内取締役からなる指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

監査役会は、5名の監査役(社外監査役3名を含む。)で構成され、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役はそれらに従い、取締役の職務執行、当社各部門及び事業現場の監査を行い、さらに必要に応じて当社のグループ会社の調査を行っています。社外監査役は、常勤監査役と協同して内部監査部門及び会計監査人と意見交換を行うほか、必要に応じて業務監査を実施するなど、効率的な監査業務に取組んでいます。また、監査役の機能強化を図るため、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない独立した専属の使用人を複数名配置し、監査業務を補助しています。

内部監査については、グループ監査部を設置し、当社及びグループ会社を対象に業務、会計及び情報システムの合法性並びに合理性を検証・評価し、その結果に基づく助言や改善提案を行っています。

会計監査については、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査人に有限責任あずさ監査法人を選任し、同監査法人は、金融商品取引法に基づく内部統制監査も実施しています。同監査法人は、業務執行社員である沢田昌之、岸田好彦、小菅丈晴の3名のほか、公認会計士9名、その他従事者10名を中心とした監査体制により、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した適正な監査を行っています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお、コーポレートガバナンス体制図は別添資料2のとおりです。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループが、長期的視点に立って安定的な経営を維持するべく、意思決定、業務執行及び監督、コンプライアンス、リスク管理、情報開示などについて適正な組織体制を整備し、経営の健全性や透明性、効率性を確保することができると判断し、現行のコーポレートガバナンス体制を選択しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                                      | 補足説明                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                        | 2020年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の20日前に発送しました。また、招集通知並びに法令及び定款に基づくインターネット開示事項については、発送の2営業日前にTDnet及び当社ホームページに掲載しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                      | 2020年6月開催の定時株主総会は、全国集中日を避け、6月25日に開催しました。                                                                    |
| 電磁的方法による議決権の行使                                       | 当社が指定する議決権行使ウェブサイトからの議決権行使を可能としています。                                                                        |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。                                                                        |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                      | TDnet及び当社ホームページにおいて、招集通知(要約)の英文での提供を行っています。                                                                 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                                  | 代表者<br>自身による説明の有無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末及び第2四半期の決算説明会を原則開催しており、代表取締役社長自身による説明を実施しています。                                                                                                                      | あり                |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページ「企業・IR・採用」内の「IR情報」( <a href="https://www.meitetsu.co.jp/profile/ir/">https://www.meitetsu.co.jp/profile/ir/</a> )で、決算短信、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料、適時開示資料等を掲出しています。 |                   |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IRに関する事項については財務部が担当しています。                                                                                                                                             |                   |
| その他                     | 期末及び第2四半期の決算発表は、報道機関を対象とした会見を開催しており、代表取締役社長自身による説明を実施しています。                                                                                                           |                   |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 2005年12月に策定した「名鉄グループ経営ビジョン」では、地域価値の向上に努め、永く社会に貢献することを当社の使命とし、お客様満足度を高める全社体制の確立を経営方針の一つとしています。また、「名鉄グループ企業倫理基本方針」では、基本原則の一つとして、公正な事業活動を掲げており、お客様、株主、地域社会などすべての会社関係者に対し、誠実かつ公平正大に接し、透明性のある事業活動を行うこととしています。                                                              |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 環境保全活動に関しては、1998年に当社の環境方針を発表して以降、省エネやリサイクル等の地球温暖化防止に資する取組みを継続的にを行っています。その取組みを当社グループへも広げ、一体となった活動を実施するため、その方針として2006年4月に「名鉄グループ エコ・ビジョン」を策定し、推進体制の構築を行っています。取組みの経過や実績は、毎年「環境報告書」を作成し、公表しています。このほか、名鉄グループ経営ビジョンに掲げる「社会的責任の完遂」を実現するため、様々な社会貢献活動を通じて、CSR重視の経営姿勢を打ち出しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 「名鉄グループ企業倫理基本方針」における基本原則の一つとして、「積極的なコミュニケーション活動」を掲げており、広く社会とコミュニケーションを行うとともに、企業情報を積極的に発信し、開かれた会社をめざすこととしています。中でも、株主や投資家をはじめとする会社関係者に対し、企業経営に関する情報を適時適切に開示して、経営の透明性を確保し、信頼される企業をめざすことを重要事項の一つとしています。                                                                   |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

1 当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)「名鉄グループ企業倫理基本方針」を制定し、会長、社長は、その精神を継続して役職員に浸透させ、企業活動の基本となる法令・定款の遵守を徹底する。
- (2)社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、企業倫理担当役員を任命する。企業倫理委員会は、コンプライアンスに関する全社的な取組みを横断的に統括するとともに、各業務部門にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス上のリスクを調査・分析し、適切な措置を講じるほか、万一コンプライアンス違反が生じたときは、再発防止策等の必要な対応を行う。
- (3)「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づく行動指針として「企業倫理行動マニュアル」を制定するとともに、役職員等が内部通報できる企業倫理ヘルプライン(以下「ヘルプライン」という。)を内部監査担当部署及び弁護士事務所に設置する。
- (4)内部監査担当部署は、ヘルプラインの通報内容を調査し、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、企業倫理委員会に報告するほか、各部署の法令遵守に関する内部監査を行い、その結果を関係する取締役及び監査役に報告する。
- (5)企業倫理担当部署は、コンプライアンスに関する役職員研修等を実施する。
- (6)財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を確立する。

(7)社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)次に定めるもののほか、取締役の業務執行に関する事柄を記載した文書または記録された電磁的媒体を法令及び当社規則に定められた年限まで保存する。

ア 株主総会議事録

イ 取締役会議事録

ウ 取締役を最終決裁者とする決裁書または契約書

エ 計算書類、会計帳簿等

オ その他、当社規則等に定める文書

- (2)取締役または監査役が前号の文書等の閲覧を求めたときは、常時閲覧できる。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「名鉄グループリスク管理基本方針」を制定し、事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- (2)「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的として「名鉄グループリスク管理運用規則」を制定する。
- (3)社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当役員を任命する。また、各業務部門にリスク管理推進責任者を配置する。
- (4)リスク管理推進責任者は、所管する業務・事業に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生 の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時には主体的に対応する。
- (5)重大な危機が発生したときは、対策本部を設置して適切かつ迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し、これを最小限に止める措置を講じる。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営環境の変化等に適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、執行役員制度を採用し、業務執行機能の充実・強化を図る。
- (2)取締役会は、すべての役職員が共有して目標とする「名鉄グループ経営ビジョン」を定め、この浸透を図るとともに、同ビジョンに基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会は、毎期、この計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するが、特に設備投資、新規事業等に関する予算については、中期経営計画への貢献度を基準に優先順位を決定する。
- (3)取締役会は、各業務部門を所管する取締役及び執行役員の業務内容と職務権限を定める。また、各業務部門を所管する取締役及び執行役員は、中期経営計画における所管部門の目標及び具体的施策を定め、その実現を図る。
- (4)代表取締役は、取締役及び執行役員に迅速かつ定期的に業績結果を報告させて検証し、計画が達成できないときは、速やかにその要因の分析及び除去・改善策を検討させるとともに、その対応に必要な措置を講じる。
- (5)時宜に応じた組織の見直し、業務の簡素化及びITの適切な活用を行い、経営の効率化を推進する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の取締役会は、グループに関する基本方針・重要事項を決定する。
- (2)当社のグループ統制関係部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ各社に係る政策の立案及び統制を行う。
- (3)当社は、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づき、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の定着を図るほか、グループ各社にコンプライアンス責任者を配置するなど、業務の適正を確保するための体制を確立する。
- (4)当社は、「名鉄グループリスク管理基本方針」及び「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、グループ各社にリスク管理推進責任者を配置するなど、グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を行うための体制を確立する。
- (5)当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社に経営上の重要事項について事前に当社と協議し、または速やかに当社に報告することを求める。
- (6)当社は、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に基づき、グループ各社の財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。
- (7)当社の内部監査担当部署は、グループ各社の役職員等からの通報を受けたヘルプラインへの状況及びグループ各社の内部管理体制の監査結果を、関係する取締役及び監査役に報告する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を複数名配置し、監査役の監査を補助させる。
- (2)監査役スタッフは、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。
- (3)監査役は、監査役スタッフの人事異動を事前に人事担当取締役から報告を受けるほか、必要ある場合は理由を付してその変更を人事担当取締役に申し入れることができる。また、監査役は、監査役スタッフの人事考課を行う。そのほか、監査役スタッフを懲戒に処する場合には、会社は、あらかじめ監査役にその旨を説明し、意見を求める。

7 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社の取締役及び執行役員並びにグループ各社の取締役及び監査役は、監査役に次に定める事項を報告する。

ア 重大な法令・定款違反となる事項

イ 当社またはグループ各社に著しい損害を与えるおそれのある事項

ウ 経営状況として重要な事項

エ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

オ その他、コンプライアンス上重要な事項

(2) 当社及びグループ各社の使用人は、上記ア、イ、オに関する重大な事実を発見した場合、前号の規定に係らず監査役に直接報告することができる。

(3) 当社及びグループ各社の役職員は、監査役に前2号の報告をしたこと、または内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

8 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役は、必要に応じ、公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

(2) 前号のほか、監査役の職務の執行について臨時的に生じた必要な費用は、当社が負担する。

9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の主要な会議に出席することができる。また、監査役と当社の代表取締役との間に定期的な意見交換会を設置する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」及び「名鉄グループ企業倫理基本方針」の基本原則の一つ「公正な事業活動」において、反社会的勢力との遮断を明確に掲げており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力・団体には、毅然とした態度で対応することとしています。

また、役職員全員の意識向上を図るべく、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づいた「企業倫理行動マニュアル」を作成・配布し周知に努めています。さらに、暴力追放愛知県民会議や愛知県企業防衛対策協議会、愛知県防犯協会連合会等の組織に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には速やかに警察等の関係当局に通報・相談できる体制を整えています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していませんが、株式会社の支配に関する基本方針を以下のとおり定めています。

当社グループは、交通事業を中心とする各事業を通して、長年にわたり地域の生活基盤の一端を担ってまいりました。

また、これらの事業活動を通して得られたお客様との信頼関係をさらに発展させるべく、2005年12月には当社グループの目指すべき将来像を明示した「名鉄グループ経営ビジョン」を策定いたしました。この中で当社グループの使命を「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」と定め、「私たち名鉄グループは、豊かな生活を実現する事業を通じて、地域から愛される『信頼のトップブランド』をめざします」とする経営理念を掲げております。

当社では、「名鉄グループ経営ビジョン」に沿った諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えておりますが、これを実現するためには、グループ各社が長期的視点に立って安定的な経営を維持し、かつ、一体となって相乗効果を発揮していくことが必要不可欠であります。

以上の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの使命及び経営理念をふまえ、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保・向上していくことに十分な理解を有することが必要であると考えております。

株式の大量買付けに関しましては、それが会社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案についての判断は、最終的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大量買付けの条件等について検討し、意見を形成するための十分な時間や情報を提供しないものの存在も想定されます。また、短期の利益を優先し、当社グループの保有資産を切り売りするなど、当社グループの経営基盤を破壊するもの、当社の公益事業者としての役割や鉄道事業の安全の確保に悪影響を及ぼすものなどの存在も否定できません。

当社では、いわゆる「買収防衛策」を現時点で定めてはおりませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、このような当社の企業価値を毀損し、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある株式の大量買付けに対しましては、法令・定款に照らし適切な措置を講じてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1 会社情報の適時開示に係る基本的な考え方

当社は、社長を委員長とする企業倫理委員会を2003年4月1日に設置するとともに、当社及び当社グループ役職員が共通して心得ておくべき行動指針、「名鉄グループ企業倫理基本方針」を2003年12月22日開催の取締役会で決議し、企業倫理体制の確立に取り組んでいます。

この中で、「適時適切な情報開示」について「私たちは、株主や投資家をはじめとする関係者に、企業経営に関する情報を適時適切に開示して、経営の透明性を確保し、信頼される企業を目指します。」と行動指針を定め、「全ての株主、投資家に対し会社の財務状況など、投資の判断に必要な情報を公平かつ積極的に開示し、会社の状況を理解していただくように努めなければならない」としています。

#### 2 適時開示の対象となる情報の定義について

適時開示の対象となる情報（以下「重要情報」といいます。）は、上場している証券取引所が定める「有価証券上場規程」その他の関連諸規則に該当または投資者に重要な影響を及ぼすと会社が判断する事項とします。

#### 3 重要情報の管理に係る社内体制について

(1) 各部署の担当役員を情報管理責任者とし、情報管理責任者は担当する部署の所管する重要情報の管理を行います。

(2) 情報管理責任者は、重要情報が社内外へ漏洩しないよう必要な措置を講じるとともに、所属役職員が職務に関し取得した重要情報を、情報管理責任者の了承なく他に伝達しないよう必要な措置を講じています。

(3) 役職員に対してはインサイダー取引を禁止しており、インサイダー取引に該当するかどうか疑義ある場合は、事前に総務部長に照会するよう義務づけています。

#### 4 重要情報の公表に係る社内体制について

(1) 情報管理責任者は、会社情報の適時開示について、迅速性を十分に意識しつつ、重要情報を適切に識別して網羅的に収集し、有価証券上場規程その他の関連諸法令・諸規則の遵守に努めるものとします。

(2) 情報管理責任者は、会社情報の適時開示について、事前に広報部及び総務部に報告するものとします。また、重要情報への該当に疑義ある会社情報の取扱いについては、広報部及び総務部に事前協議のうえ、情報管理責任者が決定します。

(3) 決定事実及び決算情報の開示時期は、取締役会決議のほか、業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点とします。また、発生事実については、外部要因により生ずる発生事実の発生を認識した時点とします。

(4) 子会社等の重要情報の開示時期は、当社または当該子会社のいずれかにおいて前項の決定事実の決定が行われた時点または発生事実の発生を認識した時点とします。

(5) 広報部長は、必要に応じて、報道機関に対して重要情報を開示します。

(6) 緊急を要する重要情報については、上記にかかわらず、速やかに開示します。

#### 5 適時開示に関するフローチャートについて

別添資料3のとおりです。

## 【別添資料１】取締役・監査役の各氏を役員候補者とした理由

当社の取締役会が、定時株主総会においてそれぞれの取締役・監査役を候補者として指名した理由は、以下のとおりです。

〔取締役〕

### （１）常勤取締役

当社は、それぞれについて、以下の理由から、取締役として職務を適切に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者として指名しました。

#### １．山本亜土

同氏は、2015年６月から代表取締役会長として当社グループを牽引し、持続的な成長による企業価値の向上に尽力してまいりました。

その豊富な経験や実績に基づき、取締役会議長として、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ２．安藤隆司

同氏は、2015年６月から代表取締役社長として当社グループを牽引し、持続的な成長による企業価値の向上に尽力してまいりました。

その豊富な経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ３．高木英樹

同氏は、当社に入社以来、鉄道事業や人事部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。また、取締役就任後も鉄道事業や人事部門に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力しています。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ４．高崎裕樹

同氏は、当社に入社以来、企画部門やグループの不動産事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。また、取締役就任後は不動産事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力しています。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ５．鈴木清美

同氏は、当社に入社以来、鉄道事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。また、取締役就任後も鉄道事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力しています。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ６．吉川拓雄

同氏は、当社に入社以来、財務部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。また、取締役就任後は鉄道事業や人事部門に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力しています。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### ７．日比野博

同氏は、当社に入社以来、不動産事業や鉄道事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。また、取締役就任後は不動産事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力しています。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

## (2) 社外取締役

当社は、それぞれについて、以下の理由から、社外取締役として職務を適切に遂行することができる人物であると判断し、社外取締役候補者として指名しました。

### 1. 小澤哲

同氏は、トヨタ自動車㈱の代表取締役副社長や豊田通商㈱の代表取締役会長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において従来の枠組みにとらわれることのない視点から積極的に発言し、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

### 2. 福島敦子

同氏は、中部日本放送㈱のアナウンサーとして3年間の経験を積み、その後、日本放送協会などの報道番組でキャスターを務めるとともに、経済番組や新聞・経済誌などにおいて数多くの経営者の取材を行うなど、豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において従来の枠組みにとらわれることのない女性の視点から積極的に発言し、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

### 3. 内藤弘康

同氏は、リンナイ㈱の代表取締役社長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において従来の枠組みにとらわれることのない視点から積極的に発言し、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

## [監査役]

### (1) 常任監査役

当社は、それぞれについて、以下の理由から、監査役として職務を適切に遂行することができる人物であると判断し、監査役候補者として指名しました。

#### 1. 岩ヶ谷光晴

同氏は、当社に入社以来、グループ事業や鉄道事業の業務に携わり、同分野での豊富な経験と、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

その経験や知見に基づき、取締役の職務執行の監査や計算関係書類の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### 2. 松下明

同氏は、当社に入社以来、鉄道事業や監査部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。

その経験に基づき、取締役の職務執行の監査や計算関係書類の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

### (2) 社外監査役

当社は、それぞれについて、以下の理由から、社外監査役として職務を適切に遂行することができる人物であると判断し、社外監査役候補者として指名しました。

#### 1. 岡谷篤一

同氏は、岡谷鋼機㈱の代表取締役社長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の職務執行の監査や計算関係書類の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

#### 2. 三田敏雄

同氏は、中部電力㈱の代表取締役社長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の職

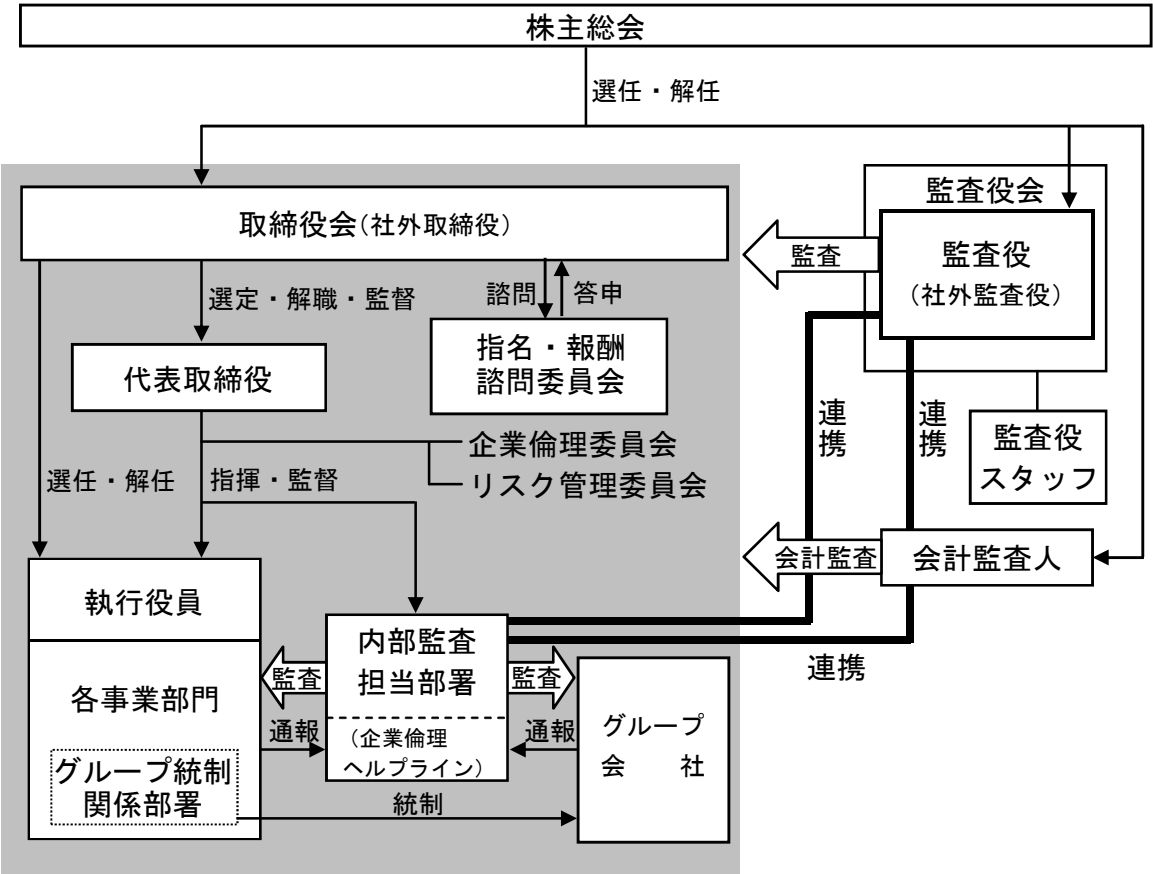
務執行の監査や計算関係書類の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

3. 佐々和夫

同氏は、(株)三菱ＵＦＪ銀行の副頭取などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しています。

その経験や識見に基づき、取締役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の職務執行の監査や計算関係書類の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えています。

【別添資料 2】コーポレートガバナンス体制図



【別添資料３】適時開示に関するフローチャート

